

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第8条 略                      (地域手当)                      第8条の2 略                      2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。                      第8条の3から第23条 略                      別表第1から別表第4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第8条 略                      (地域手当)                      第8条の2 略                      2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の14</u>を乗じて得た額とする。                      第8条の3から第23条 略                      別表第1から別表第4 略</p>